

目健総第1272号
令和2年6月30日

東京工業大学 学生課 御中

住居確保給付金の対象範囲拡大について（お知らせ）

目黒区健康福祉部福祉総合課長
藤田知己
(公印省略)

日頃より目黒区の福祉行政にご協力を頂き、ありがとうございます。

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金については、これまで離職および廃業後2年以内の方を対象としていました。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方に対して、住居確保給付金を支給できることになりました。

一般的に、学生は支給要件である「離職等前に、主たる生計維持者であったこと」や「就職の意欲がある方」に該当しないため、支給対象者になりません。

ただし、次の方は支給対象者になる場合があると考えられます。

①世帯生計の維持者であり、定時制等夜間の大学等に通いながら、常用就職を目指す場合など

②専らアルバイトにより、学費や生活費等を賄っていた学生が、これまでのアルバイトが無くなったため住居を失うおそれが生じ、別のアルバイトを探している場合（当分の間、例外的に）

③内定取消を受けた学生が世帯生計の維持者である場合

いずれにしましても、下記の支給要件を満たす必要がございますが、対象となる区内在住の学生の方に周知等をお願いしたく、お知らせいたします。

なお、住居確保給付金は国の制度ですので、目黒区以外にお住まいの学生の方も対象となります。対象となる方には、お住いの自治体にお問い合わせ頂くか、厚生労働省のコールセンター（別添・参考資料参照）をお知らせ頂きたいと存じます。

記

1 支給要件（特別区の目安）

(1) 収入要件（世帯の収入合計額が、以下の金額を超えないこと）

・単身世帯：13.8万円 ・2人世帯：19.4万円 ・3人世帯：24.1万円

(裏面に続く)

- (2) 資産要件（世帯の預貯金合計額が、以下の金額を超えないこと）
・単身世帯：50.4万円 ・2人世帯：78万円 ・3人世帯：100万円
- (3) 求職活動要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと 等

2 支給上限額（特別区の目安）

- ・単身世帯：53,700円
- ・2人世帯：64,000円
- ・3人世帯：69,800円

3 支給期間

原則3か月。ただし、収入要件や資産要件を満たし、求職活動等を誠実に
行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで）。

4 支給方法

賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

5 目黒区ホームページ掲載場所

トップページ>暮らし・手続き>生活福祉>生活に関する助成・援助>
住居確保給付金のごあんない

6 参考資料

- (1) 住居確保給付金の対象拡大（概要）
- (2) 住居確保給付金相談コールセンター（厚生労働省）の案内

担当：目黒区健康福祉部

福祉総合課くらしの相談係

電話 5722-9370

住居を失うおそれのある困窮者への支援の拡充(住居確保給付金の対象範囲の拡大)

令和2年度 補正予算案：27億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者に対して、住居確保給付金を支給できることとする。(省令改正)

支給対象(現行)

- ・ 離職・廃業後2年以内の者

拡大後

- ・ 離職・廃業後2年以内の者
- ・ 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体)

【補助率】 3/4

【支給要件】 ○ 収入要件：世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額(住宅扶助特別基準額が上限)を超えないこと

○ 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと(但し100万円を超えない額)
 (東京都特別区の目安) 単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円

○ 求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 (東京都特別区の目安) 単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円

【支給額】 (東京都特別区の目安) 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】



※ 住居、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託(社会福祉法人、NP0等)で運営。全国905福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置



報道関係者 各位

令和2年5月19日(火)
社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
室長補佐：濱島 章 (内線2858)
係 長：中村 まどか (内線2876)
(代表電話) 03(5253)1111

住居確保給付金相談コールセンターを設置します

住居確保給付金は、住居を失うおそれがある方に対して家賃相当額を自治体から支給する制度です。支給対象の拡大や求職活動要件の緩和を進め、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し家賃の支払いにお困りの方が利用しやすい制度となっています。

多くの方から自治体に対してお問い合わせがあることから、厚生労働省に「住居確保給付金相談コールセンター」を立ち上げ、制度のご紹介を始めます。是非ご利用ください。

＜住居確保給付金相談コールセンター＞

0120-23-5572

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

※5月21日（木）から開始します。

（参考）住居確保給付金のご案内

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。



申請できる方は

これまで

離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

4月30日からはさらに使いやすく

ハローワークへの求職申込みが不要に

支給上限額（東京23区の例）

単身世帯：53,700円 / 2人世帯：64,000円 / 3人世帯：69,800円

お住まいの自治体の自立相談支援機関

（住宅、仕事、生活などの相談窓口）にご相談ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

